

# 社会福祉 あきた

NO.  
**330**  
2014.6.30



【写真】「田植えに挑戦」

白百合保育園(秋田市)の子ども達が田植えに挑戦しました。おいしいお米ができますように!

特集

**P2** 災害時における「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築に向けて

**P5** 「民生委員・児童委員活動保険」の運用が開始される!

**P6** 「秋田県知的障害者福祉協会」及び「秋田県知的障害児者生活サポート協会」事務局 県社協に事務委託される

**P7** ・職場紹介リレー ・県社協事務局体制再編

**P8** 平成25年度秋田県社会福祉協議会事業報告及び決算

**P10** 皆様の善意

**P12** シリーズ“こだわりの品”



ふれあいネットワーク

社会福祉  
法 人 **秋田県社会福祉協議会**  
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>



平成23年3月11日の東日本大震災では、被災社会福祉施設に対する支援や情報管理が各所属団体ごとに行われたため、支援活動などが効果的に実施されませんでした。こうしたことから本県で災害が発生し、社会福祉施設が被災した場合、速やかに支援が行われるよう支援調整することを目的に、地域福祉推進委員会の専門委員会として平成24年10月4日、「社会福祉施設における災害支援ネットワークあり方検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置しました。

委員会は、秋田県社会福祉法人経営者協議会、秋田県老人福祉施設協議会、秋田県障害福祉協議会、秋田県社会就労センター協議会、秋田県児童福祉協議会、秋田県母子福祉協議会、秋田県保育協議会、秋田県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）の8団体で構成（図1）。また、アドバイザーには秋田

委員会活動の動き

県防災計画策定委員である秋田大学教授林信太郎氏に参画していただきました。

第1回目の委員会では被災地の災害現場を知ることを中心に、岩手県大船渡市の社会福祉法人成仁会理事長山崎和彦氏を招き、災害直後の状況と社会福祉施設としての初動対応やその後の動きについて学び、2回目以降は、本県における施設間連携のあり方について検討を進めました。

こうしたさなか、国においても災害時における社会福祉施設に対する支援の迅速化・効率化を図るため、初期の情報収集を含め福祉的支援活動の中核となる団体（社会福祉法人等）を各県に1か所設置することを求めた「災害福祉広域支援ネットワーク構想」が示さ

れました。

本県では、既に国が示す構想に近い形で委員会をスタートさせていたことから、県の推薦を得て支援ネットワーク本部設置に係る事業助成を行う独立行政法人福祉医療機構に平成25年度の助成金を申請、決定されました。このことよって、大規模災害が発生した場合、要援護者への福祉的支援を一体的に行う「災害福祉広域支援ネッ

トワーク本部」を県社協が担うことになりました。

状況調査から見えてきた課題

平成25年度は現状を把握するために、委員会に所属している各施設種別協議会会員施設を対象とした「災害時の人材提供並びに備品備蓄状況調査」（図2）を行いました。

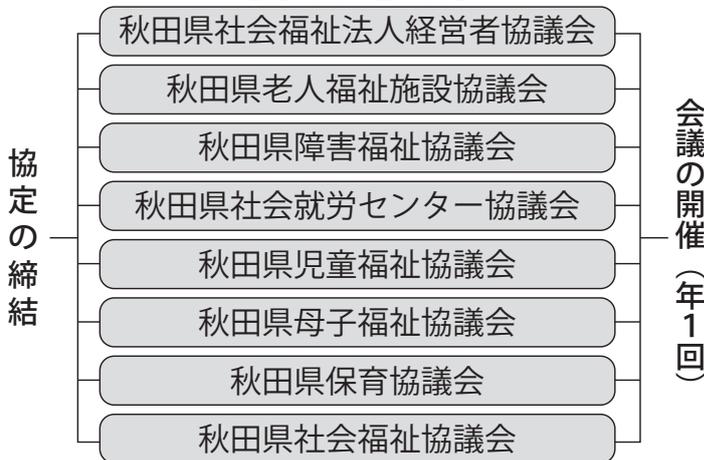
調査対象施設は、入所施設189事業所、通所施設410事

(図1)

構成団体との平常時連携

- ① 災害時に備え、「秋田県社会福祉施設災害時相互応援協定書」を各種別協議会間で締結する。
- ② 年1回「社会福祉施設災害ネットワーク会議」を開催する。
- ③ 災害発生時は「災害福祉広域支援ネットワーク会議（種別代表者）」を開催する。

【構成団体】



(図2)

災害時人材提供並びに備品備蓄状況調査結果概要

1 調査対象施設数 ・入所施設 189 施設  
・通所施設 410 施設

2 回答施設数 ・入所施設 168 施設  
・通所施設 334 施設

項目	入所施設	通所施設
1 被災施設の同種別利用者受入可能人数 ※総定員数に対するパーセント	1,303名 (12.1%)	
2 福祉避難所としての住民受入可能人数	2,492名 (1施設平均 14.8名)	
3 地域住民の一時避難受入可能人数		12,422名 (1施設平均 37.2名)
4 被災施設に対する職員派遣可能人数	270名 (1施設平均 1.6名)	385名 (1施設平均 1.2名)
5 食料・飲料備蓄状況	利用者分	117施設 (69.6%)
	利用者・職員分	35施設 (20.8%)
	利用・職員・住民	7施設 (4.2%)
	その他	9施設 (5.4%)
6 食料・飲料備蓄日数	平均 3.05日	平均 1.3日
7 医薬品・衛生用品備蓄日数	平均 6.6日	平均 4.1日
8 医薬品・衛生用品の提供について	提供可能	51施設 (30.4%)
	提供不可能	24施設 (14.3%)
	法人協議必要	80施設 (47.6%)
	その他	13施設 (7.7%)
9 非常用設備・機器設置状況	トップ3 (入所・通所共通) ① 発電機 (入所 95.2%、通所 82.3%) ② 石油ストーブ (入所 72.6%、通所 62.3%) ③ 灯光器 (ランタン含)	
10 非常用設備・機器の提供について	提供可能	71施設 (42.3%)
	提供不可能	13施設 (7.7%)
	法人協議必要	76施設 (45.2%)
	その他	8施設 (4.8%)

業所の計599事業所で、回答率が83.8%と非常に高かったことから、災害に対する関心の高さが伺えます。

調査結果を見ると、設備面では入所・通所施設ともに発電機が最も多く、全体で88.7%の設置率でした。また、食料・飲料の備蓄日数を見ると入所施設においては3.05日と東日本大震災まで言われていた平均3日分を想定してい

ることがわかりました。しかし、東日本大震災の検証では、利用者分だけの備蓄では十分と言えず、長期間外部からの支援が届かない場合に備え、職員分の備蓄も必要であることがわかっています。

また、東日本大震災では地域住民が施設にも避難していることから地域住民の一時避難に備えた分も併せて備蓄する必要があるとさ

れ、さらに、備蓄日数に関しても1週間から10日分は必要であると指摘されています。

一方、発電機に利用する燃料を含め、備蓄品の保管場所の問題や大規模災害に備えた大量の物品の準備などの課題もあり、今後、事業所内・法人内での検討が必要とされています。

平常時の各施設種別協議会との連携のあり方

委員会では、調査の分析以外にも種別協議会同士の平常時の連携(図1)と災害時の連携についても協議しました。

平常時においては、県社協を中心に、「社会福祉施設災害ネットワーク会議」を年1回開催し、入所施設、通所施設のそれぞれの違いや状況を共有することで、連携のあり方をさらに深めることにしました。

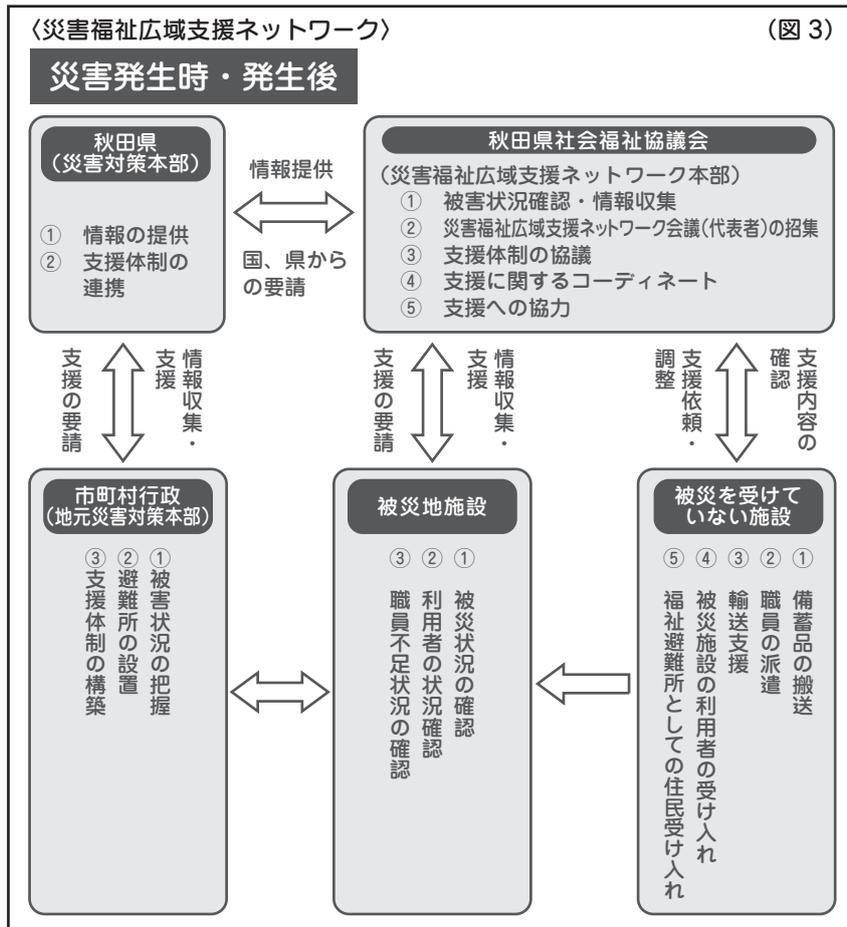
また、災害時においては、速やかに「災害福祉広域支援ネットワーク会議(種別代表者会議)」を開催し、それぞれの支援の役割を確認するとともに、被災施設等への人材派遣や物資の提供などについて、迅速に対応することにしました。

今後の対応

今後は、検討の中で見えてきた課題解決に向けて、次のことに取り組みます。

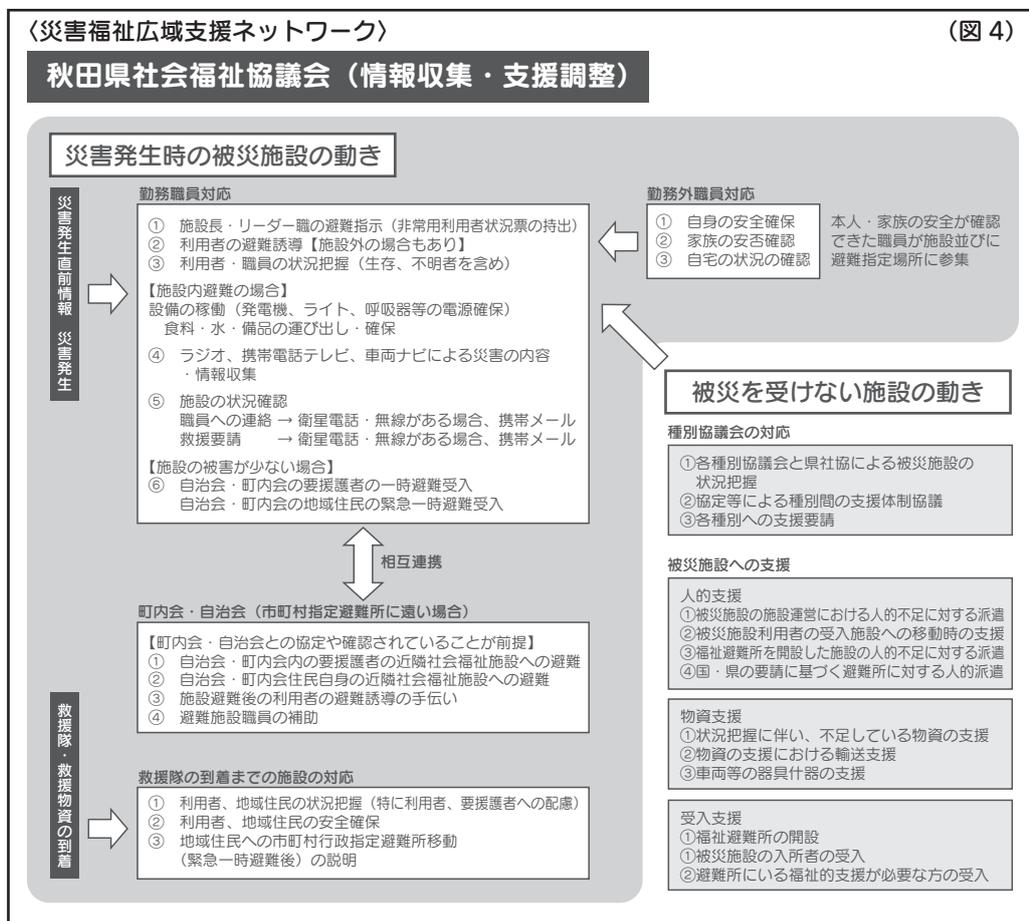
1つ目は、「災害時における各法人または事業所と行政との連携強化」です。いざ、災害となれば社会福祉施設は「地域住民の一時避難所」または「福祉避難所」としての役割も担う必要があります。しかし、そうした対応に備え行政との協定等を締結している社会福祉施設がまだ少ないのが実態であり、今後、速やかに協定等の締結に向けて取り組みます。

2つ目は、市町村行政における「福祉避難所の理解と推進」です。地域住民のほとんどが災害時は市町村行政が設定している学校や公民館などの「広域避難所」で避難生活を送ることになります。しかし、在宅の要介護高齢者や障害者等の方々の中には、「広域避難所」での避難生活がハード・ソフト面を含め難しい方もおり、専門的ケアが可能な各福祉施設で開設する「福祉避難所」が非常に重要となります。この必要性・重要性は先の震災においても明らかにされています。



ることから、行政の理解と多様な支援の構築に向けて取り組みます。3つ目は、「地元の自治会・町内会との連携強化」です。非常時においてはお互いに助け合うことが必要であり、日頃の避難訓練の共同実施や炊き出しなどの災害対応は、施設や事業所の地域貢献活動にもつながる要素として積極的な

取り組みを推進します。最後に、災害時の被害をできるだけ減らすためには、事業所として「災害対応マニュアル」の作成と更新、夜間を含めた「避難訓練」の実施等が求められます。これらを各事業所において、今一度見直しすることが必要と考えます。



なお、委員会でまとめた内容を「報告書」として行政や全事業所に送付しております。その中で示している災害時における「災害福祉広域支援ネットワーク」(図3・4)が機能発

揮できるように、各施設種別協議会間で「秋田県社会福祉施設災害時相互応援協定書」を交わし、県内事業所の一層の連携を目指してまいります。

# 「民生委員・児童委員活動保険」の運用が開始される！



社会の急速な変化のなか、地域において住民が抱える課題は複雑多様化・深刻化しています。そのなかで、住民のもつとも身近な相談相手であり支援者である民生委員・児童委員の活動は一層幅広いものとなっています。

その一方で、民生委員・児童委員の負担が拡大し、活動中の事故等が増加しているなど、委員の安全確保が大きな課題となっています。

さらに、東日本大震災で多くの委員が犠牲になったほか、相次ぐ豪雨や台風・大雪等自然災害発生時の安否確認中、委員が負傷する事例が各地で発生しています。

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員活動を厚くサポートすることを目的に、かねてから保険制度の実現に向けて厚生労働省と協議を重ね、このたび「民生委員・児童委員活動保険」の運用を平成26年4月1日から開始しました。

この保険は、全国民生委員児童委員連合会が契約者となり、全国23万人の委員を加入者として一括して保険会社と契約を行う制度です。

## 制度の概要

契約期間は4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間とし、毎年度更新となります。保険料は国が2分の1を負担し、残りは全社協互助共励事業会費から支弁するため、委員の新たな保険料負担はありません。

対象となる活動は、民生委員・児童委員の立場で行われる活動であり、所属する単位民児協会長が認める活動としています。

万が一事故が発生した場合、民生委員・児童委員から所属の民児協事務局に連絡し、市町村民児協事務局が所定の様式の事故報告書を保険会社に提出することとなります。

## 補償の範囲

この保険の対象は、委員活動に関連する次の被害及び委員もしくは民児協が負担する第三者への賠償費用です。

- ① 活動中の事故、災害による委員本人の死傷。
  - ② 活動中に誤って委員が第三者に与えた心身、財物への賠償費用。
  - ③ 委員が取り扱う個人情報や漏えいしたこと起因する賠償や謝罪の費用。
  - ④ 活動に起因して、その対象者の加害行為による委員本人及び家族の死傷。
  - ⑤ 委員活動に起因してその対象者による委員の自宅への放火や毀損被害。
- 以上のうち、①～③は保険金として、④⑤は見舞金として支払われます。
- なお、委員が保有する個人情報紛失に伴う賠償や、活動の対象者からの加害行為による被害への補償はボランティア保険にはないもので、新たな保険の特長として一定の補償を盛り込んでいます。

◎ 詳しくは、「民生委員活動保険」で検索、または次のホームページを御参照ください。  
<http://www2.shakyo.or.jp/zenmin/jiten/news/2014/hoken.html>

## 県社協及び県民児協共催研修の日程等のお知らせ

- ① 新任民生委員・児童委員  
 ステップアップ研修会  
 〔県北〕 平成26年7月23日  
 〔県南〕 平成26年7月25日  
 〔中 央〕 平成26年7月31日  
 〔秋田市〕 平成26年8月8日
  - ② 中堅民生委員・児童委員研修会  
 〔県北〕 平成26年9月9日  
 〔県南〕 平成26年9月11日  
 〔中 央〕 平成26年9月25日  
 〔秋田市〕 平成26年9月26日
- ※会場は①・②とも県北はホテルクラウンパレス秋北、県南は横手セントラルホテル、中央・秋田市は秋田県社会福祉会館となります。
- ③ 民生委員児童委員協議会  
 会長研修  
 平成26年11月4～5日
- 【会場】 秋田キャッスルホテル  
 ※なお、詳細は別途各民児協会長あてに御案内いたします。

## 「秋田県知的障害者福祉協会」及び「秋田県知的障害児者生活サポート協会」事務局 県社協に事務委託される

平成26年4月、秋田県知的障害者福祉協会（以下、「福祉協会」という。）及び秋田県知的障害児者生活サポート協会（以下、「サポート協会」という。）の各事務局が本会に委託されました。

### ◎秋田県知的障害者福祉協会

福祉協会は、昭和43年に設立され（前身である愛護協会は昭和9年の設立）、本県における知的障害者施設等の健全な発展と円滑な運営を推進し、会員間の親睦と資質の向上を図ることを目的とした任意団体です。

現在の会員は、県内70の施設・事業所で、

- ① 児童発達支援部会
  - ② 障害者支援施設部会
  - ③ 日中活動支援部会
  - ④ 生産活動・就労支援部会
  - ⑤ 地域支援部会
  - ⑥ 相談支援部会
  - ⑦ 支援スタッフ部会
- の7部会に分かれて活動を行っており、会員施設職員の資質向上を目的とした業務別のスタッフ研修のほか、障害児者の子どもをもつ

親の会との合同研修等を実施しています。

また、利用者の社会参加を促進することを目的に、県内3地区（県北・中央・県南）でスポーツ大会や各種レクリエーション事業等を実施しています。

### 秋田県知的障害者福祉協会 新事務局

秋田県社会福祉協議会  
地域・施設振興部  
人材研修・施設経営振興担当  
〒010-0922  
秋田市旭北栄町1-5（社会福祉会館5階）  
TEL 018-864-2715 FAX 018-864-2840

### ◎秋田県知的障害児者

#### 生活サポート協会

サポート協会は、知的障害児者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とした一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会を構成する団体です。

現在の会員数は1,491名（平成26年3月末現在）で、知的障害のある人達とその家族が地域や施設を問わず、それぞれの生活環境において必要なサービスを利用し、安全で安心な日常生活が送れるよう福祉協会と連携しながら、相談・研修・権利擁護などの事業及び「生活サポート総合補償制度」を積極的に活用するなどの活動を行っています。

- 「生活サポート総合補償制度（引受保険会社・AIU損害保険株式会社）」の補償対象は、
- ① 会員が病気やケガで入院したときの補償（入院給付金）
  - ② 会員が事故や自然災害によりケガを被った場合の補償（死亡・後遺障害・入院・通院・手術・

#### 各保険

- ③ 他人に損害を与えたときの補償（個人賠償責任保険金）
  - ④ 病気で死亡したときの補償（葬祭費用保険金）
- などがあります。

### 秋田県知的障害児者 生活サポート協会 新事務局

秋田県社会福祉協議会  
総務企画部  
総務・企画情報担当  
〒010-0922  
秋田市旭北栄町1-5（社会福祉会館2階）  
TEL 018-838-0947 FAX 018-838-0948

福祉協会・サポート協会の事務受託を機に、県内の障害児者福祉施設等と一層の連携強化を図り、地域福祉の向上につなげてまいります。

なお、両協会の活動等詳細については、新事務局までお問い合わせください。



**職場紹介**  
 このコーナーでは、本会会員施設  
 市町村社協等の広報担当者による職  
 場紹介をリレー形式でお届けします。

**リレー**  
 No.5

『今がいつかにつながる保育』  
 社会福祉法人相和会 相愛保育園  
 園長 萱森 幹子

「かまくら」や「横手焼きそば」で有名な横手市の市街地に位置する本園は、総合病院や商業地帯に隣接した閑静な住宅地にあります。晴れた日には烏海山を仰ぎ見ながら、戸外活動が出来る自然の風姿に恵まれた環境でもあります。地域の皆さんとともに子ども福祉に全力を注ぎ、平成24年10月には創立60周年を迎えることができました。

核家族や転勤族の保護者世帯が多い本園は、休・祝日保育、夜9時までの延長保育、病後児保育等ニーズに合わせた保育を提供し、子どもや保護者にとって最良の子育てが出来るよう支援をさせていただいております。

保育教育の特色として、石井武国語学習、英語教室、百玉算盤学習、ミュージックステップ等の実践があげられます。また、地域子育て家庭への支援として、集団活動体験、悩み相談や看護師による健康相談等を行い、乳幼児を不安なく産み育てることへの喜びを共感し合う環境の場を提供し好評を得ております。



園自慢の「ねこバス」は、子ども達に大人気！

当園では、乳幼児期にこそ生きる力の礎を育むことが最も重要であるという考えから、互いに知恵を出し合い、生活や子育て文化を継承していくことを念頭に保育を行っております。秋と冬には自然の中で心と体を開放する「山の学校」を行い、特に冬山では、子どもたちの自主性や挑戦する力を育む最高の体験となっております。

他にも、園内にあるビオトープや大型プールでの水遊び、作物の栽培や収穫、伝統行事かまくらまつりや雪上運動会、園のトレッドマークでもある「ねこバス」での園外活動など四季折々の体験を大切にしております。

また、地域貢献の取り組みを通して、法人関連施設である介護施設の訪問や高齢者との交流により「先人から学ぶ」ことに感謝する心を育み、そして自ら体験することで物事の過程や本質を知り、正しい知識と実践する力を身に付けていけるよう子どもたちに寄り添い伝えております。

乳幼児期にこそ大事にしたい経験を常に考え「今がいつかにつながる保育」の実現こそが子ども達の生きる力をひとつに保つよう、全職員が心をとつに保育と向き合っていきたいと考えております。

**秋田県社協事務局体制を再編しました！**

平成26年4月の本会事務局体制再編により、「総務企画部」・「地域・施設振興部」体制となりました。また、業務効率化等を考慮し、総務・企画情報担当が2階、地域福祉担当が1階、各社会福祉施設協議会担当が5階へそれぞれ移動しました。

部名	担当名	主な業務	電話番号
総務企画部	総務・企画情報担当	法人運営、人事労務管理、会計・資産管理、地域福祉推進委員会、社会福祉大会、福祉医療機構退職共済、県火災共済代理所業務（自動車共済・火災共済）	018-864-2711
		広報誌、善意銀行、災害遺児愛護基金事業	018-864-2712
		第三者評価事業	018-864-2740
		知的障害児者生活サポート協会	018-838-0947
	会館管理担当	社会福祉会館管理運営、心身障害者総合福祉センター管理	018-864-2700
地域・施設振興部	地域福祉・生活相談支援担当	地域福祉推進事業、市町村社協支援、民生児童委員協議会活動支援、ホームヘルパー協議会活動支援	018-864-2714
		ボランティア・市民活動の振興（ボランティアセンター）	018-864-2799
		地域福祉権利擁護事業（サポートセンター）	018-864-2797
		生活福祉資金貸付事業、ふれあい安心電話システム推進事業	018-864-2713
	人材研修・施設経営振興担当	福祉保健人材の登録・紹介・斡旋、福祉保健人材の養成、福祉人材確保支援事業	018-864-2880
		研修事業の企画実施・連絡調整	018-864-2775
		社会福祉法人・施設の経営相談・指導、社会福祉法人支援	018-864-2707
		各社会福祉施設協議会・団体活動支援	018-864-2715
運営適正化委員会	運営適正化委員会（福祉サービス相談支援センター）業務	018-864-2726	



《基本方針1》  
支えあう福祉でまちづくり

住民参加による「福祉でまちづくり」を目指し、平成17年度から実施している地域福祉トータルケア推進事業では、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）と協働で取り組み、本会役職員が市町村社協に延べ78回の個別支援を行いました。

県から、地域福祉再構築研究会事業を受託し、市町村レベルで部署横断的な会議の設置による多様な生活福祉課題の解決に向けた関係機関の連携、ネットワークのあり方やコミュニケーションソーシャルワーカーの配置、新たな仕組みの開発などを報告書にまとめました。

また、災害発生時に災害ボランティアセンターに協力する地域ボランティアの育成を図るため、実践的な演習を取り入れた「災害ボランティア活動実践研修会」を昨年に引き続き実施し、災害対応の強化に努めました。さらに、8月9日に発生した

大雨災害では、大館市社協と鹿角市社協に災害ボランティアセンターが設置されたことに伴い、本会でも災害ボランティア支援センターを設置し、被災した仙北市を含めた3社協へ職員派遣等を通じ早期の災害対応に支援しました。

《基本方針2》  
新たな生活福祉課題の解決に向けた協働体制づくり

「地域福祉推進委員会」では、全国的な福祉課題を取りまとめた政策要望を県・市町村に行うとともに、健康福祉部担当課長等との意見交換会で、課題の共有と解決に向けた共通認識を図りました。また、委員会では5年間の県社協・地域福祉活動計画の評価・検証を行うとともに、次期活動計画策定についても検討しました。

専門委員会として設置した「成年後見制度等あり方検討委員会」や「社会福祉施設における災害支援ネットワークあり方検討委員会」では、前年度から継続して検討を重ねた成果を報告書としてまとめ、行政機関や

関係者等に配布しました。特に「成年後見制度」については、民生委員や高齢・障害者施設・事業所及び地域包括支援センター等の関係者を対象に県内6会場で「成年後見制度利用促進セミナー」を開催し、現状や制度の理解と普及促進に努めました。

秋田県社会福祉大会は、成年後見制度をテーマに開催し、県内初となる湯沢市社協の法人後見の実践報告や講演によるわかりやすい成年後見制度の説明を通じ、関係者の理解と共通認識を図りました。

《基本方針3》  
福祉サービス利用者の保護・相談支援体制の強化

低所得世帯等の生活基盤を支える制度の一つである「生活福祉資金貸付事業」の貸付件数は、総合・福祉・教育の3資金合わせて275件（前年度より110件減）で、なかでも失業者等向けの総合支援資金は、自治体における住宅支援給付の要件追加などを背景に、貸付件数が前年度より半減（71件減）となり、貸付決定額も前年度より6,781万円減の1億1,333万円の実績でした。

一方、償還計画額に対する償還実績額を示す償還率は、22.81%と前年度より0.65ポイント下がりましたが、滞納世帯に対する自宅訪問を

主にした現地償還指導を1,361件行った結果、世帯の生活状況に応じた償還が再開されるなどの成果も表れ、過年度償還率が1.71ポイント増、償還期限後は0.69ポイント増となりました。

判断能力が十分でない高齢者や障害者などの福祉サービスの利用を支援し、権利を守る「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」は、相談受付4,765件（前年度より1,002件増）、新規契約件数は74件（前年度より14件増）で、実利用件数は284件（前年度より29件増）となり、基幹的社協の専門員を複数配置したことによる効果が実績に結び付いています。

福祉サービス利用者及び家族等から電話・来所・FAX・メール等で「秋田県運営適正化委員会」に寄せられた苦情件数は32件（前年度27件）あり、適切な助言や他機関の紹介による解決のほか、必要に応じて事情調査を実施し解決に努めました。

《基本方針4》  
社会福祉経営の基盤強化と福祉サービスの質の向上

社会福祉施設経営指導事業では、社会福祉法人や事業所における施設経営の一般相談・専門相談を通じ、104件（前年度より59件減）の相

談に対応しました。

福祉保健研修事業では、経験年数に基づく階層別研修や職域研修など、全21コース（25回／延べ開催日数43日）の研修を実施し、福祉保健従事者の資質向上及び対人援助等の専門職として必要な知識・技術の習得を図りました。

福祉保健人材確保事業では、「無料職業紹介」を通じ、福祉に従事するための資格取得を含む相談・登録・紹介などの就労支援を幅広く展開するとともに、「福祉人材確保支援事業」ではキャリアアドバイザーが施設・事業所訪問（延べ1,523事業所）を実施した結果、新規求人数は前年度より449名多い3,431名に増加しました。また、求人事業所登録を75カ所新たに開拓（有効求人事業所延べ2,232カ所）するなど、福祉の仕事への就労を希望する方々の雇用機会の拡大に努めました。

一方、求職登録者の状況では、登録者（3月末現在有効求職者2,078名）の約3割が福祉職場で在職中であることや学生の登録者の減少の他、景気回復感を受けて他業種への転職が増加傾向にあるなど、求人に対する求職者不足が改善できない状態が続いています。

介護職への転職を希望する登録者（失業者）の実務訓練を行う「介護職

へのキャリア転換就労支援事業」では、本年度の訓練者40名のうち28名が訓練終了後も継続雇用となるなど、成果を上げています。

**《基本方針5》**  
**社会福祉経営の基盤強化と福祉サービスの質の向上**

安定的な財源確保に向け新規会員の加入促進に努めた結果、20カ所の事業所が新規会員となりました。次年度は、啓発活動の強化と会費規程全般の見直しを行うため検討委員会を設置し、会員及び会費のあり方について検討します。

自主財源確保では、火災共済や自動車共済をはじめ、がん保険や自動車リースの促進、常備車の斡旋などを行い、事業収入は、前年度対比で約8.1%の増収となりました。

社会福祉会館の利用促進では、ダイレクトメールや団体等への訪問を行い、リピーターの確保に努めるとともに、ホームページによる会議室の空き状況確認や申込書をダウンロードできるよう、利便性の向上に努めました。利用件数は前年度より87件少ない1,561件、利用料収入も約10,752千円（目標達成率86.3%）と目標を下回る結果となりました。

平成 25 年度 一般会計 事業活動収支計算書

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
会費収入	44,233,050	人件費支出	150,650,565
寄附金収入	7,514,366	事務費支出	7,670,413
補助金収入	58,919,000	事業費支出	59,249,698
助成金収入	12,673,800	分担金支出	2,058,000
受託金収入	94,302,716	助成金支出	35,141,866
事業収入	14,831,475	負担金支出	2,252,000
共同募金配分金収入	6,000,000	減価償却費	654,525
負担金収入	22,497,465	退職給与引当金繰入	14,739,186
雑収入	1,443,861		
事業活動収入計(1)	262,415,733	事業活動支出計(2)	272,416,253
事業活動収支差額(3) = (1) - (2)			△ 10,000,520
受取利息配当金収入	51,714	公益事業会計繰入金支出	2,500,000
会計単位間繰入金収入	6,176,205	経理区分間繰入金支出	70,021,905
経理区分間繰入金収入	71,218,323		
事業活動外収入計(4)	77,446,242	事業活動外支出計(5)	72,521,905
事業活動外収支差額(6) = (4) - (5)			4,924,337
経常収支差額(7) = (3) + (6)			△ 5,076,183
施設整備等寄附金収入	300,000	固定資産売却損及び処分損	18
特別収入計(8)	300,000	特別支出計(9)	18
特別収支差額(10) = (8) - (9)			299,982
当期活動収支差額(11) = (7) + (10)			△ 4,776,201
前期繰越活動収支差額(12)			53,550,435
当期末繰越活動収支差額(13) = (11) + (12)			48,774,234
基本金取崩額(14)			0
基本金組入額(15)			0
その他の積立金取崩額(16)			0
その他の積立金積立額(17)			0
次期繰越活動収支差額(18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)			48,774,234

平成 25 年度 一般会計 貸借対照表

(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	58,864,472	1. 流動負債	10,201,736
現金	0	未払金	9,359,656
預金	58,672,472	預り金	837,757
		仮受金	4,323
未収金	192,000	2. 固定負債	192,795,095
前払金	0	全社協退職給与引当金	153,271,890
		福利協会退職給与引当金	39,523,205
		負債の部合計	202,996,831
2. 固定資産	260,406,593		
基本財産	3,000,000	(純資産の部)	
基本財産特定預金	3,000,000	1. 基本金	3,000,000
その他の固定資産	257,406,593	基本金	3,000,000
車両運搬費	2,154,932	2. 基金	30,000,000
器具及び備品	1,327,590		
収益事業会計元入金	4,126,166	災害ボランティア基金	30,000,000
長期預け金	9,790		
全社協退職共済預け金	126,764,910	3. その他の積立金	34,500,000
福利協会退職金給付資金預け金	39,523,205	事業振興準備積立金	34,500,000
事業振興準備積立特定預金	53,500,000	事業振興積立金	0
災害ボランティア基金積立預金	30,000,000	4. 次期繰越活動収支差額	48,774,234
	0	前期繰越活動収支差額	53,550,435
		当期活動収支差額	△ 4,776,201
		純資産の部合計	116,274,234
資産の部合計	319,271,065	負債及び純資産の部合計	319,271,065

皆様の善意

〔平成26年4月～5月末〕

◎一般金銭預託◎

株式会社フィデア情報システムズ  
創業40周年実行委員会様  
103,377円

◎物品預託◎

株式会社  
プロレスリングシステムズ様  
プロレス観戦チケット 41枚  
↓県内障害福祉施設2か所、県  
内授産施設2か所、県内児童  
養護施設1か所へ



株式会社フィデア情報システムズ  
創業40周年実行委員会様からの寄附金贈呈式

災害遺児愛護基金事業関係

◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎

秋田県自動車販売店協会様 38,060円  
デイリーヤマザキ湯沢関口店様 5,557円  
秋田市佛教会様 30,500円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体  
様からの社会福祉への御寄附をお  
待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動  
や障害者、ボランティア団体活動  
など社会福祉一般において活用す  
る「一般寄附」と、寄附者が使途  
を特定する「指定寄附」があります。  
詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先●

秋田県社会福祉協議会 総務企画部  
秋田市旭北栄町1-5  
018-864-1271

施設向けカラオケ

～ジョイサウンドフェスタ～  
**JOYSOUND FESTA**  
サンプル無料貸出中!!

健康王国 搭載!  
音楽療養ソフトコンテンツ

楽曲数 **9万曲** ※2013年8月時点

©201308 XING INC.

◎お問い合わせは TEL: 0120-141-224  
株式会社 エクシング 東北エルダー 営業G 秋田事務所

「がん」は治す時代へ。  
アフラックの「がん保険」は もっとあなたを応援します!

Aflac

生きるための  
がん保険 Days

募集代理店

ナカイ株式会社 秋田支店



〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F  
TEL.018-866-1761(代) FAX.018-866-1762

お客様  
相談窓口へ



0120-712-816

平成26年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

全国200万人加入!!

# ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償



## 対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
- ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
- ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること

※活動のための学習会または会議などを含みます。  
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。

## 保険金をお支払いする主な例

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをした。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

## 補償金額(保険金額)・保険料

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
賠償責任の補償	賠償責任保険金	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	
年間保険料	基本タイプ	300円	450円	
	天災タイプ*	460円	690円	

\*天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## ボランティア行幸用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者[個人]を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

## 送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

## 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 地域福祉サービス
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など

● お申込み、詳しい内容のお問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人  
全国社会福祉協議会**

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社  
TEL:03(3593)6245

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

〈NK13-80727 平成26年2月12日版〉

# シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

今回は、木工製品の製作に力を入れ、県の福祉展において金賞等を多数受賞している障害者支援施設「小又の里」をご紹介します。



ガーデニングテーブル・ベンチセット (15,400円)



クマのテーブル・椅子 (各2,800円)

「小又の里」では、利用者の適性に合わせて木工・灯籠・キャンドル等の製作作業を行っています。特に力を入れているのが木工製作で、高い完成度やデザイン、木ねじの使用による安全性などが評判です。

おすすめは「ガーデニングテーブル・ベンチセット」(1万5,400円)。1セット完成まで約1カ月半の期間を要しますが、各工程で利用者と職員が協力し、丁寧に仕上げられています。また、塗料に植物性オイルを使用するなど環境や安全面に

「小又の里」は、知的障害者授産施設として、社会福祉法人秋田福祉協会(秋田市)が平成11年10月に開設しました。

新体系移行後は、生活介護支援事業(定員42名)・施設入所支援事業(同50名)・就労継続支援B型事業(同18名)・共同生活援助支援(包括型)事業(同5名)を運営し、さらに平成24年6月には「療養介護棟」を設置し、入所者の高齢化にも対応しています。

配慮した子ども向け製品も充実しており、クマのテーブル・椅子(各2,800円)や引き出し付本棚(2,700円)は、お孫さんにと購入する方も多いそうです。

施設開設時から木工作業を担当している男性利用者は、「やすりを掛ける方向が重要。これで仕上がりに差が出る」と製作にあたって心掛けていることを話してくれました。

現在、「小又の里」は利用者の高齢化により生活介護中心になりつつあります。利用者の状況に応じた支援のため、施設として、職員の介護福祉士資格取得に積極的に取り組んでいます。職員は「今後、改めて利用者に合った作業内容を検討する必要がある」と口を揃えます。

「地域あつての施設」と佐藤施設長が話すとおり、地域の一員として活動している「小又の里」。施設行事への招待、地域行事への参加、小学校との交流、農繁期の手伝いなど地元に着し、地域とのつながりを大切にしながら、これからも成長を続けます。

## 製品に関するお問い合わせ

社会福祉法人 秋田福祉協会  
障害者支援施設「小又の里」

秋田市上新城小又字落合85番地

TEL 018-870-2361

FAX 018-870-2372

※湯上市のブルーメッセ(毎週土・日)や秋田市内のイベント等でも販売しています。



カラフルなキャンドルは1個350円



一つひとつ丁寧に作られる灯籠



木に直接触れながら、納得のいくまで繰り返すやすり掛け作業